

事務連絡
令和2年6月30日

各行政機関情報公開担当課長
各独立行政法人等情報公開担当課長 } 殿

総務省行政管理局管理官
(行政通則法担当)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律における開示請求者等の氏名の旧姓使用について（周知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」（平成17年4月28日付け總管管第13号）等に基づき運用いただいているところです。

これらの法律においては、開示請求者等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところでありますが、当該氏名については、旧姓の使用が可能であることを周知いたします（別添1及び別添2参照）。

（参考）

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑（抜粋）（令和2年2月20日）

別添2 対象となる手続一覧（情報公開法関係）

第 201 回国会 衆議院 総務委員会 質疑（抜粋）
(令和 2 年 2 月 20 日)

○足立委員 [略]

むしろ、今せっかく総務省の世界で住民票に旧姓が、旧氏が公証されているんだから、それに一般的法的効力を与えたらいいじゃないですか。併記じゃなくて、旧姓、旧氏、要は、戸籍ではない住民票で公証されているところの旧姓、旧氏に一般的法的効力を付与する措置を検討すべきだと私は思います。[略]

私は、高市大臣には、総務省が所管している法律から始めましょうよと。総務省が所管されているさまざまな法律がある。単に、住民票で公証する、マイナンバーカードに併記するではなくて、住民票で公証した上で、その住民票で公証されているところの旧姓、旧氏に、あまねく総務省が所管しているあらゆる法令がそれで機能するように法律改正したら、済みですよ。 [略]

○高市国務大臣 [略]

旧姓使用の拡大はすべきだと考えましたので、前回総務大臣だったときに、そのために、マイナンバーカード及び住民票などに旧姓併記を可能とできるようにしようとすることを主張しまして、ようやく昨年十二月に関係政令を施行しました。これで、旧姓をマイナンバーカードに記載して、公的な証明はできるようになりました。[略]

せめて総務省が所管する法律だけでもということですが、私が見る限り、かなりの法律関係についてはもう既に旧姓で大丈夫になっています。地方公務員、消防職員、行政書士、消防設備士、危険取扱者、公職の選挙もそうです、最高裁判所の裁判官の国民審査もそうです。

ただ、全ての所管法律を全部精査はまだできておりません。一つ気がついたのが、電波法で、無線局免許の条文が氏名と書いてあるので、その氏名というのをマイナンバーカードに併記した旧姓で認めてもらっているところとそうでないところがあるんじゃないかなと思いましたので、これは通知を発出して、旧姓でもオーケーというようになりますように指示をしております。

残り全部精査をした上で、まずは総務省の法令から旧姓を堂々と使えるようにしていきたいと考えております。

別添2_対象となる手続一覧（情報公開法関係）

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附則	条項号	該当条文
①申請等	行政文書の開示請求	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		4 1 1	<p>前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</p>
③通知・公示等	開示請求に対する決定及び通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		9 1 2	<p>1 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
③通知・公示等	開示決定等の期限の延長の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		10 2	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
③通知・公示等	開示決定等の期限の特例を適用する旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		11	<p>開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 本条を適用する旨及びその理由 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限</p>
③通知・公示等	開示請求に係る事案を他の行政機関の長に移送した旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		12 1	<p>行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p>

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附則	条項号	該当条文
③通知・公示等	開示請求に係る事案を独立行政法人等に移送した旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		12 の 2	行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
③通知・公示等	第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		13 1 2	開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。
③通知・公示等	反対意見書を提出した第三者に対する開示決定した旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		13 3	3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
①申請等	開示の実施の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		14 2	2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
①申請等	更なる開示の実施の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		14 4	開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。〔後段略〕
③通知・公示等	手数料の減免に係る通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		16 3	3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附則	条項号	該当条文
③通知・公示等	情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）		19 2	2 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。） 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） 三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
①申請等	手数料の減免の申請（※） （※）旧姓で申請する本人が経済的に困難な状態にあることを確認できる書面を申請書に添付する場合に限る。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）		14 2	2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
①申請等	法人文書の開示請求	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）		4 1 1	前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を独立行政法人等に提出してなければならない。 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項
③通知・公示等	開示請求に対する決定及び通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）		9 1 2	1 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。 2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
③通知・公示等	開示決定等の期限の延長の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）		10 2	2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない

種類	手続の概要	手続の根拠規定	該当条文 附則 条項号
③通知・公示等	開示決定等の期限の特例を適用する旨の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 本条を適用する旨及びその理由 二 残りの法人文書について開示決定等をする期限
③通知・公示等	開示請求に係る事案を他の独立行政法人等に移送した旨の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
③通知・公示等	開示請求に係る事案を行政機関の長に移送した旨の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 一～四 略
③通知・公示等	第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	1 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	該当条文 附則
③通知・公示等	反対意見書を提出した第三者に対する開示決定した旨の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	14 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
①申請等	開示の実施の申出	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	15 3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申出なければならない。
①申請等	更なる開示の実施の申出	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	15 5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。〔後段略〕
③通知・公示等	情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）	19 2 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に對し、諮問をした旨を通知しなければならない。 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。） 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） 三 当該審査請求に係る法人文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）